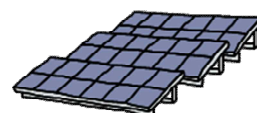
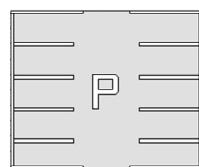
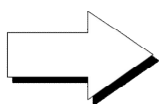


農地転用には許可が必要です

〈農地転用とは〉

農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。

例えば、住宅、駐車場、資材置場、畜舎、太陽光発電施設、山林などに土地利用を変更することです。



このような場合は、あらかじめ農地法に基づく申請を行い、農業委員会の許可を得る必要があります。※場所によっては許可できない場合があります。

〈申請方法〉

状況により、農地法による二つの申請があります。

4条申請…自分の農地を転用する場合

5条申請…他人の農地を買って（または借りて）転用する場合



無断転用は農地法違反です

許可なく転用した場合は、農地法違反になります。工事の中止や農地への原状回復を命じられる場合があり、従わない場合は、厳しい罰則（3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金）が適用される場合があります。



税制面の優遇措置が大きい 農業者年金



支払った保険料が全額社会保険料控除

その年に支払った農業者年金の保険料の全額が社会保険料控除の対象となるため、その分の課税対象所得が下がり税金が安くなります。

＜税軽減額（所得税・個人住民税・復興特別所得税）の目安＞

課税対象所得	税率	保険料 月額 2 万円	保険料 月額 6 万 7 千円
195 万円以下	15.1%	3 万 6 千円	12 万 1 千円
195 万円超 330 万円以下	20.2%	4 万 8 千円	16 万 2 千円
330 万円超 695 万円以下	30.4%	7 万 3 千円	24 万 4 千円

年金資産の運用益も非課税

一般の預貯金等の利子には約 20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税のため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

受け取る年金も公的年金等控除の対象

農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり 65 歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が 110 万円*までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合

死亡一時金は非課税

被保険者または受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金は非課税となっています。

農用地あっせん情報

令和 6 年 3 月 25 日委員会承認

所 在	地 目		面積 (㎡)	希望内容
	登記	現況		
山川岡児ヶ水字戸ヶ峯	畑	畑	784	売渡

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724